

国債証券先物取引に係る取引最終日から受渡決済期日までの期間の短縮について

2026年6月22日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、市場参加者から寄せられた意見や取引動向等を踏まえ、市場の利便性及び取引機会の拡大を図る観点から、国債証券先物取引の現物先物取引に係る取引最終日から受渡決済日までの期間を1日短縮することとします。

II. 概要

項目	内容	備考
取引最終日から受渡決済期日までの期間の短縮	<ul style="list-style-type: none">国債証券先物取引の現物先物取引について、取引最終日から受渡決済期日までの期間を短縮し、最初に受渡決済期日が到来する限月取引の取引最終日を、当該受渡決済期日の4日前（休業日を除外します。）の日に終了する取引日とします。	<ul style="list-style-type: none">現行の取引最終日は、受渡決済期日の5日前（休業日を除外します。）の日に終了する取引日としています。現金決済先物取引の取引最終日は、現行と同様、現物先物取引の取引最終日が終了する日の前日とします。現物先物取引の新たな限月取引は、現行と同様、直近限月取引に係る取引最終日の終了する日の翌日の午前立会から開始します（現金決済先物取引についても、現行と同様、現物先物取引と同時に取引を開始します。）。

Ⅲ. 実施時期（予定）

2027年9月限月取引分から実施します。

以 上